

給付金の支給手続き

7月下旬頃(予定)、対象者へ確認書をお送りします

給付金を受け取るには、**返信**が必要です。
確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等と一緒に返信ください。

確認書を受理した日から審査のうえ、順次、給付金を口座振込いたします。
※確認書の受理が集中する時期など、口座振込まで数週間かかる場合があります。

その他



調整給付金に関する『振り込め詐欺』や『個人情報の詐取』にご注意を！

自宅や職場などに国、道や町などの職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、町消費生活相談窓口(役場内☎52-3131)や厚岸警察署(☎52-0110)または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、国や道、町の機関を名乗る心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

問い合わせ

調整給付金(定額減税しきれないと見込まれる人への給付金)の窓口(税務課課税係)

☎ 0153-52-3131

受付時間 / 8時30分～17時15分(土日祝日、12月28日～1月5日を除く)

詳しくは
こちらから

厚岸町調整給付金



給付金・定額減税一体措置



調整給付金^(※)について (※定額減税しきれないと見込まれる人への給付金)

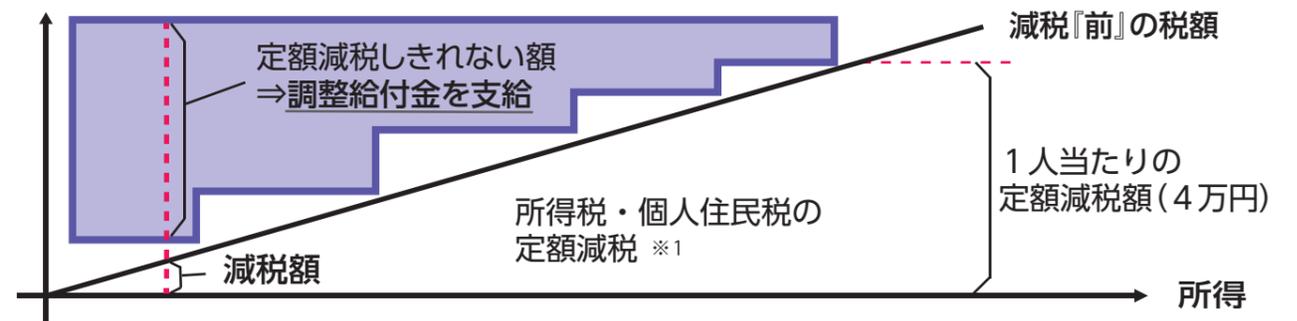
『調整給付金』とは？

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者および同一生計配偶者または扶養親族1人につき4万円(令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円)の『定額減税』が行われます。※1

その際、定額減税しきれないと見込まれる人に対しては、当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した『調整給付金』が支給されます。※2

〈調整給付金のイメージ^{※3}〉

減税額 / 支援額



※1 定額減税についての詳細は、国税庁ホームページや総務省ホームページをご覧ください

※2 令和5年の課税状況に基づき給付額を算定し、令和6年度個人住民税課税市町村より支給されます
令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります

※3 所得税および個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算のうえ、1万円単位に切り上げた額が支給額となります

支給対象者

所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる人

支給金額

支給金額の具体例は、次のとおりです。

※支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、下記はあくまで一例です

● 1人暮らしで、所得税1万円、住民税所得割2万円(減税前)の納税者の場合
⇒所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。
定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。

● 4人家族で、内1人が所得税3万円、住民税所得割2万円(減税前)の納税者の場合^{※4}
⇒所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。
定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の計11万円が、調整給付金として支払われます。

※4 所得税および個人住民税において、扶養親族等として申告されている人が、定額減税および調整給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁ホームページや総務省ホームページをご覧ください